

令和8年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について（案）

- 県は、国保財政運営の責任主体として、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収し、保険給付費（医療費から自己負担額を除いた額）等の支払いに必要な額を市町村へ交付しています。
また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、令和8年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率（案）の算定を行ったため、ここに公表するものです。

（注）この資料の「1人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



鹿児島県

令和8年2月10日

鹿児島県保健福祉部 国民健康保険課

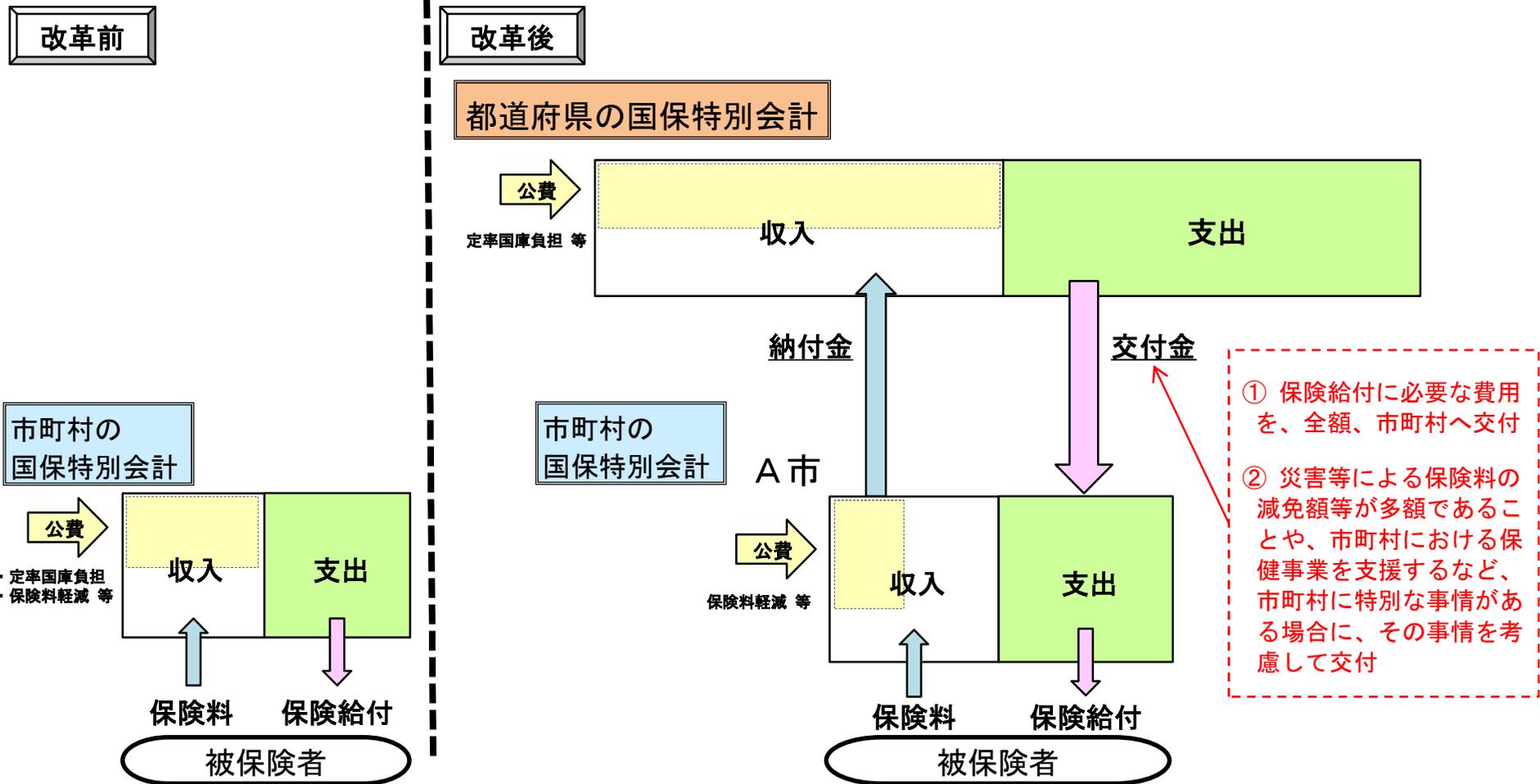
< 目 次 >

1 国保事業費納付金等の算定方法, 算定の前提となる係数等	
(1) ① 制度改革後の国保財政の仕組み P 1
② 保険料(税)の標準的な算定方法 P 2
③ 国保事業費納付金の算定イメージ(概要) P 3
④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針 P 4
(2) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数 及び県が定める額 P 5~6
(3) 年齢調整後医療費指数 P 7
2 令和8年度の算定結果	
(1) 算定結果のポイント P 8
(2) 国民健康保険事業費納付金 P 9
(3) 標準保険料率等 P 10~13
(4) 国民健康保険給付費等交付金(普通交付金) P 14

1-(1)-① 制度改革後の国保財政の仕組み

厚生労働省作成資料

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮。
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

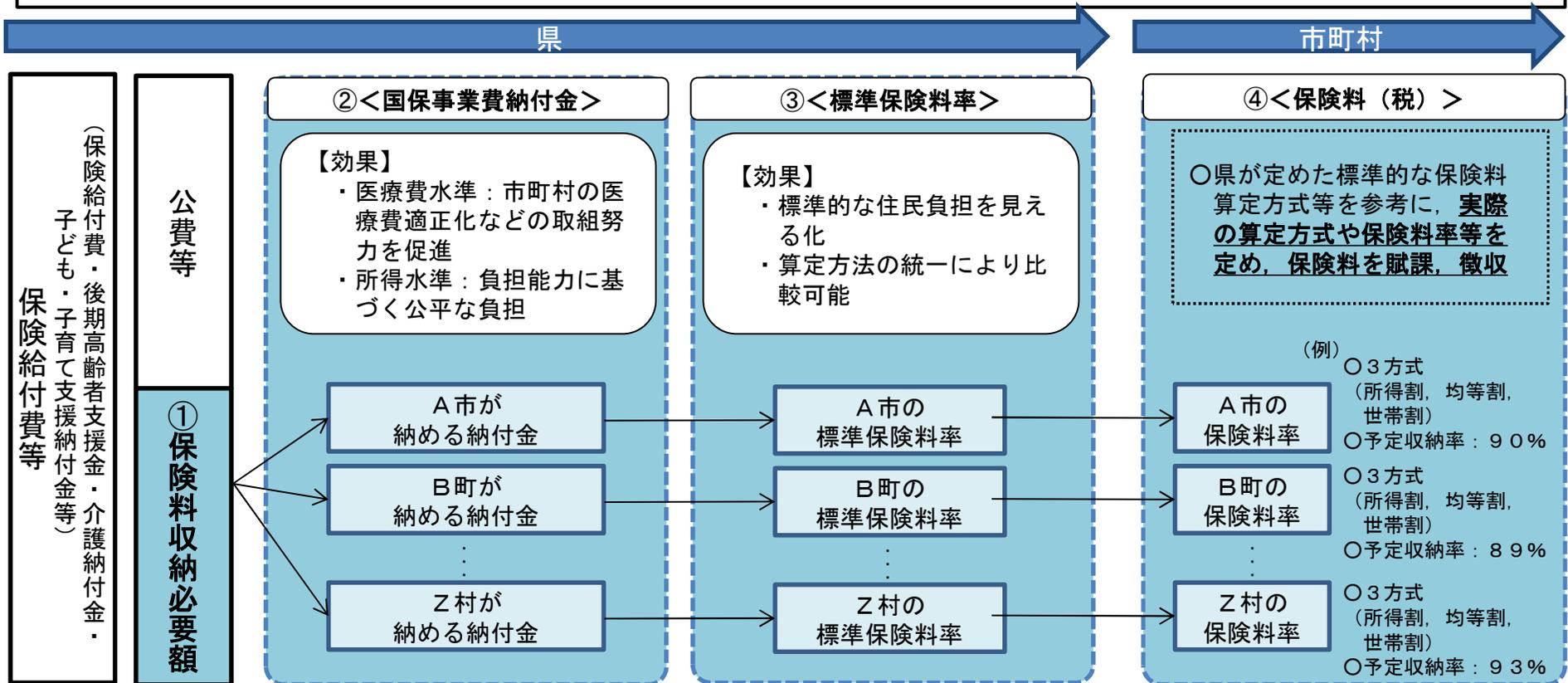


1-(1)-② 保険料(税)の標準的な算定方法

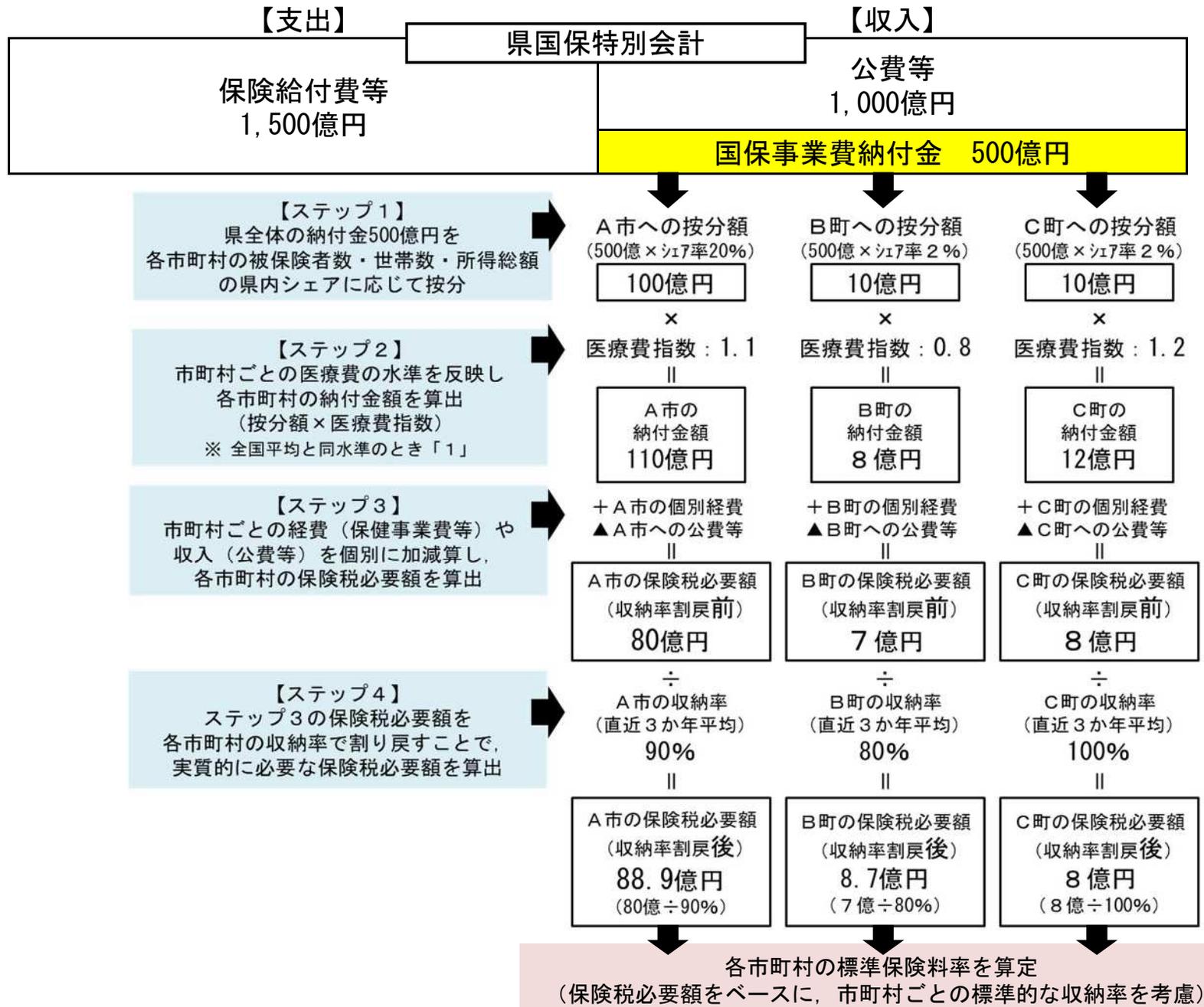
県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として保険給付費等を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出。
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準，所得水準を考慮）。
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式，市町村規模別の収納目標等），市町村ごとの標準保険料率を示す。
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に，実際の保険料算定方式や保険料率等を定め，保険料を賦課・徴収。



1-(1)-③ 国保事業費納付金の算定イメージ（概要）



1-(1)-④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針

	項 目	算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数) の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本。
	② β (所得シェア反映係数) の設定の仕方 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β = 所得係数を基本。
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (医療分66万円、後期分26万円、介護分17万円、子ども分3万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか。	世帯数を勘案する。(= 3方式 (所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3か年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式 (2方式, 3方式, 4方式)	3方式 (所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④保険者努力支援制度の県分の扱い (再掲)	2④と同じ

※ 考え方は鹿児島県国保運営方針に記載のとおり。

1-(2) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例（以下「条例」という。）」、「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては令和6年3月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	R7年度	R8年度	R8-R7		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 α 」。 ・各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \leq \alpha \leq 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6848521009914	0.6892438843231	0.0043917833317		・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 β 」。 ・納付金の配分において、応能：応益＝ β ：1とすることとされており、本県では「所得係数＝本県の1人当たり所得金額／全国平均の1人当たり所得金額」とすることとしている。 ・ β の計算は厚労省が行い、令和7年12月26日付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.6960079505843	0.6981266766478	0.0021187260635		
介護納付金納付金所得係数	0.7135416523553	0.7273962778552	0.0138546254999		
子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	—	0.6892438843231	0.6892438843231		
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	・納付金の配分において、均等割（被保険者数割）と平等割（世帯数割）を按分するための係数。 ・均等割指数は0<指数<1で知事が定めることとされており、本県では均等割：平等割＝7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。 ※1 鹿児島県国民健康保険条例を改正予定。（令和8年4月1日施行予定）
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数	—	0.7	—	条例第28条 ※1	
一般納付金基礎額調整係数	0.8439155249226	0.8461468291536	0.0022313042310	省令第10条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 γ 」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する（納付金算定において標準取納割合の調整は行わない）こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数（医療分）では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。 ※2 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年1月15日公布）（令和8年4月1日施行）
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999976627	0.999999978424	0.000000001797	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999926489	0.999999920285	-0.000000006204	省令第25条	
子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	—	0.999999729250	0.999999729250	省令第25条の8※2	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額（一部）	別紙（次ページ）のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金（国1/4、県1/4）と特別高額医療費負担金（国が予算の範囲内で一部を負担）の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない（国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照）ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1-(2) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<県が定める額>別紙

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	R7年度	R8年度	R8-R7	R7年度	R8年度	R8-R7
	鹿 児 島 市	892,213,884円	754,506,449円	▲137,707,435円	32,384,984円	35,063,522円
鹿 屋 市	151,420,692円	128,168,525円	▲23,252,167円	4,604,047円	4,734,299円	+130,252円
枕 崎 市	40,057,847円	31,011,005円	▲9,046,842円	834,456円	679,141円	▲155,315円
阿 久 根 市	33,694,947円	28,005,674円	▲5,689,273円	169,885円	368,219円	+198,334円
出 水 市	89,814,882円	73,449,597円	▲16,365,285円	4,327,293円	3,509,409円	▲817,884円
指 宿 市	78,057,335円	64,472,408円	▲13,584,927円	1,585,127円	1,970,040円	+384,913円
西 之 表 市	29,962,189円	24,769,670円	▲5,192,519円	752,807円	776,959円	+24,152円
垂 水 市	27,200,901円	21,703,036円	▲5,497,865円	393,280円	338,927円	▲54,353円
薩 摩 川 内 市	140,428,446円	116,914,992円	▲23,513,454円	3,512,602円	3,181,197円	▲331,405円
日 置 市	83,679,771円	71,031,838円	▲12,647,933円	1,646,271円	1,743,919円	+97,648円
曾 於 市	60,092,137円	54,029,508円	▲6,062,629円	1,314,920円	2,071,999円	+757,079円
霧 島 市	183,597,654円	146,092,699円	▲37,504,955円	5,683,597円	4,102,526円	▲1,581,071円
いちき串木野市	54,352,863円	41,255,032円	▲13,097,831円	1,501,049円	937,208円	▲563,841円
南 さ つ ま 市	60,622,252円	50,752,727円	▲9,869,525円	959,963円	874,884円	▲85,079円
志 布 志 市	51,555,292円	42,367,615円	▲9,187,677円	1,746,898円	1,989,186円	+242,288円
奄 美 市	59,229,720円	50,726,271円	▲8,503,449円	1,364,236円	1,201,244円	▲162,992円
南 九 州 市	61,162,821円	51,542,961円	▲9,619,860円	613,574円	871,480円	+257,906円
伊 佐 市	41,794,370円	28,495,810円	▲13,298,560円	1,243,791円	839,977円	▲403,814円
始 良 市	131,717,818円	99,595,082円	▲32,122,736円	3,723,550円	3,390,649円	▲332,901円
三 島 村	654,093円	1,027,693円	+373,600円	0円	0円	0円
十 島 村	1,769,054円	1,163,130円	▲605,924円	82,043円	0円	▲82,043円
さ つ ま 町	38,930,310円	31,250,079円	▲7,680,231円	1,888,506円	1,423,630円	▲464,876円
長 島 町	22,722,111円	19,901,256円	▲2,820,855円	703,148円	716,678円	+13,530円
湧 水 町	20,033,459円	14,505,235円	▲5,528,224円	580,134円	365,295円	▲214,839円
大 崎 町	22,290,251円	17,175,307円	▲5,114,944円	323,925円	498,313円	+174,388円
東 串 良 町	17,293,530円	15,661,171円	▲1,632,359円	67,725円	177,388円	+109,663円
錦 江 町	20,117,893円	17,743,588円	▲2,374,305円	2,181,767円	2,159,272円	▲22,495円
南 大 隅 町	14,916,969円	11,507,485円	▲3,409,484円	226,832円	203,240円	▲23,592円
肝 付 町	28,463,791円	23,035,671円	▲5,428,120円	352,776円	454,153円	+101,377円
中 種 子 町	14,454,480円	12,446,164円	▲2,008,316円	228,997円	248,952円	+19,955円
南 種 子 町	8,982,811円	9,062,699円	+79,888円	0円	218,047円	+218,047円
屋 久 島 町	32,382,754円	27,539,877円	▲4,842,877円	1,307,908円	605,876円	▲702,032円
大 宇 和 村	2,718,590円	2,176,690円	▲541,900円	0円	56,459円	+56,459円
瀬 戸 内 町	1,496,681円	1,667,936円	+171,255円	0円	0円	0円
龍 郷 町	9,966,570円	7,866,109円	▲2,100,461円	396,032円	486,856円	+90,824円
喜 界 町	13,861,246円	12,093,835円	▲1,767,411円	290,674円	260,442円	▲30,232円
徳 之 島 町	21,194,344円	14,535,979円	▲6,658,365円	396,140円	200,794円	▲195,346円
天 城 町	15,507,033円	13,236,105円	▲2,270,928円	1,020,911円	711,757円	▲309,154円
伊 仙 町	14,690,972円	13,255,074円	▲1,435,898円	1,116,507円	923,855円	▲192,652円
和 泊 町	16,952,622円	13,976,683円	▲2,975,939円	349,586円	588,245円	+238,659円
知 名 町	15,449,275円	14,502,041円	▲947,234円	620,033円	774,165円	+154,132円
与 論 町	9,659,297円	8,266,820円	▲1,392,477円	379,046円	476,672円	+97,626円
計	2,651,201,158円	2,197,484,694円	▲453,716,464円	80,875,020円	80,241,020円	▲634,000円

1-(3) 年齢調整後医療費指数

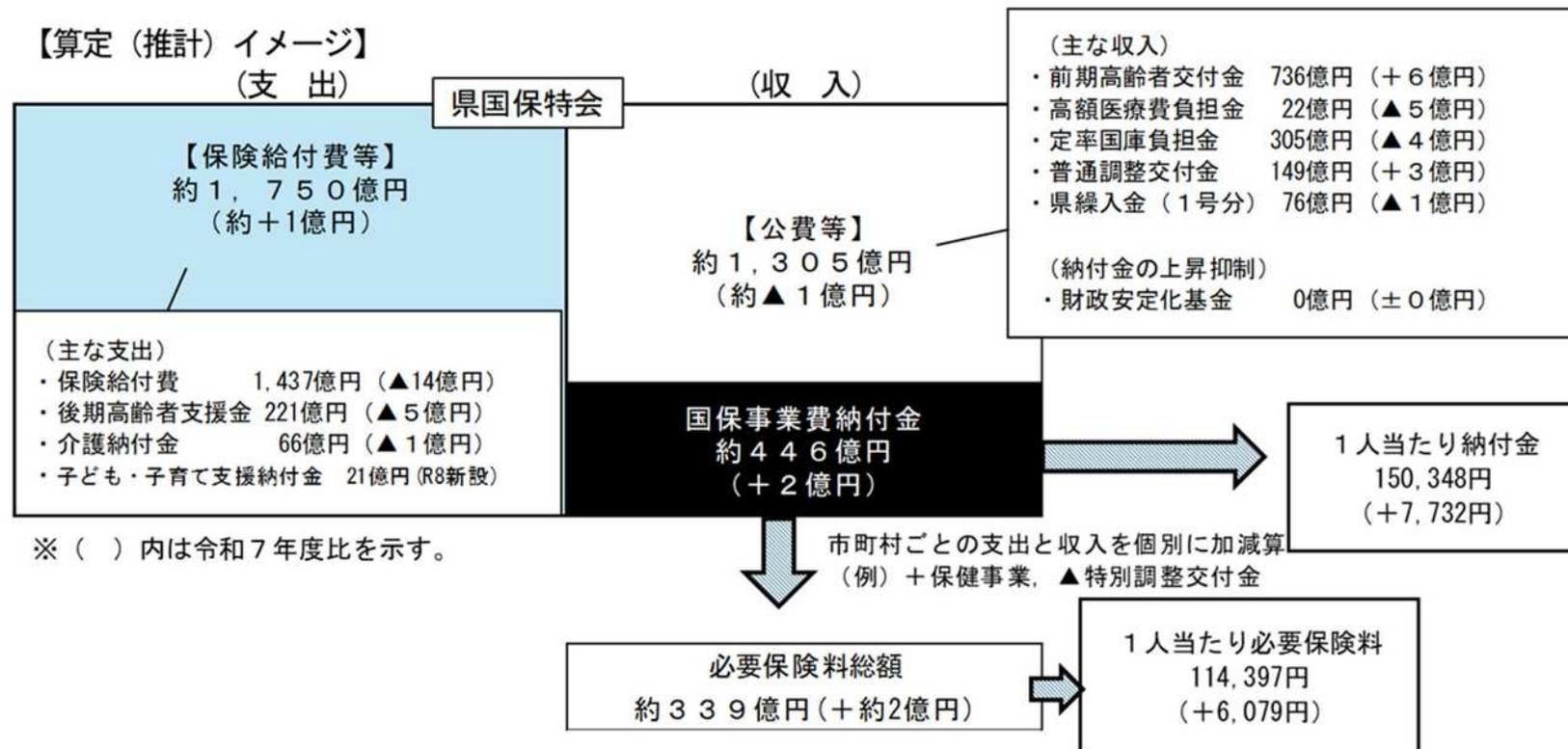
<ポイント>

- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3か年(R4~R6)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の1人当たり医療費、各市町村の1人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	R7年度	R8年度	R7→R8伸び率	市町村名	R7年度	R8年度	R7→R8伸び率
鹿児島市	1.2318127869025	1.2317223165793	▲0.01%	長島町	1.2793771042611	1.2833445442826	+0.31%
鹿屋市	1.0639105677514	1.0590601233766	▲0.46%	湧水町	1.2168481344552	1.1260751848856	▲7.46%
枕崎市	1.2444126912697	1.2206678030850	▲1.91%	大崎町	1.0910787895179	1.0829194468307	▲0.75%
阿久根市	1.2637111579173	1.2591194528786	▲0.36%	東串良町	1.1302104847394	1.1460733018640	+1.40%
出水市	1.1581059654050	1.1452106026867	▲1.11%	錦江町	1.1950216915465	1.2177387458740	+1.90%
指宿市	1.1872657203000	1.2010809283106	+1.16%	南大隅町	1.1838287716486	1.1688444962669	▲1.27%
西之表市	0.9963368905670	0.9767993709110	▲1.96%	肝付町	1.1439537816920	1.1518390339114	+0.69%
垂水市	1.2491380652299	1.2502206241054	+0.09%	中種子町	0.9777193087103	0.9816077957904	+0.40%
薩摩川内市	1.1900072983500	1.1979137797699	+0.66%	南種子町	1.0244443772562	1.0293561316199	+0.48%
日置市	1.2218841427764	1.2078114843476	▲1.15%	屋久島町	1.0920724837293	1.1132744927175	+1.94%
曾於市	1.1671511127303	1.1800591141257	+1.11%	大和村	1.0095519681336	1.0055070485261	▲0.40%
霧島市	1.2067927770117	1.1951003012363	▲0.97%	宇検村	0.7219654658511	0.8787040214367	+21.71%
いちき串木野市	1.4159763754796	1.3852018682669	▲2.17%	瀬戸内町	1.1274165568131	1.1252232194817	▲0.19%
南さつま市	1.3079988133973	1.2769808152413	▲2.37%	龍郷町	1.0248210250835	1.0144735308492	▲1.01%
志布志市	1.0954919128210	1.0950701329833	▲0.04%	喜界町	0.9253329107811	0.9875231641311	+6.72%
奄美市	1.0096553140871	1.0405901054525	+3.06%	徳之島町	1.0286591943636	0.9546170084233	▲7.20%
南九州市	1.2325771632843	1.2260702186102	▲0.53%	天城町	1.1141301900327	1.0597501736419	▲4.88%
伊佐市	1.1691854138797	1.1068708552764	▲5.33%	伊仙町	1.0696268618047	1.0982304121354	+2.67%
始良市	1.2386142522416	1.2323830433137	▲0.50%	和泊町	0.9880453458804	0.9872531435821	▲0.08%
三島村	0.8677031377075	1.1254793798078	+29.71%	知名町	1.0516549661020	1.1026913436819	+4.85%
十島村	1.1880765985462	1.1656410052835	▲1.89%	与論町	0.8276004928450	0.8507816074220	+2.80%
さつま町	1.2491836585502	1.2310964235866	▲1.45%				

2-(1) 令和8年度算定結果のポイント

- 令和8年度は、高額医療費負担金及び定率国庫等の減に伴い収入が減少するとともに、令和8年度から制度が新設される子ども・子育て支援納付金に伴う支出が増加したため、市町村が県に納める令和8年度納付金総額は令和7年度比+約2億円の約446億円となった。
- 1人当たり保険税必要額は、子ども・子育て支援納付金の新設及び被保険者数の減少等により、令和7年度比+6,079円の114,397円となった。



(注) この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2-(2) 令和8年度国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）や所得水準等をもとに算定する。

市町村名	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	R8年度計 ①	R7年度計 ②	前年度比増減額 ①-②
鹿児島市	11,111,163,845円	3,329,724,665円	986,921,952円	303,106,535円	15,730,916,997円	15,464,698,677円	+266,218,320円
鹿屋市	1,727,736,206円	613,717,707円	190,341,715円	55,621,529円	2,587,417,157円	2,579,818,692円	+7,598,465円
枕崎市	466,668,851円	139,928,337円	40,563,508円	12,871,928円	660,032,624円	686,405,083円	▲26,372,459円
阿久根市	417,690,326円	121,352,247円	37,608,326円	11,148,378円	587,799,277円	593,346,704円	▲5,547,427円
出水市	1,046,319,624円	338,446,585円	106,934,231円	30,753,147円	1,522,453,587円	1,563,793,029円	▲41,339,442円
指宿市	1,034,393,462円	319,031,568円	102,161,296円	28,857,680円	1,484,444,006円	1,491,768,004円	▲7,323,998円
西之表市	311,444,659円	119,296,279円	38,634,938円	10,849,162円	480,225,038円	474,370,754円	+5,854,284円
垂水市	282,133,251円	83,303,029円	21,824,878円	7,750,277円	395,011,435円	396,122,543円	▲1,111,108円
薩摩川内市	1,559,295,545円	480,438,681円	126,319,517円	44,091,904円	2,210,145,647円	2,206,050,633円	+4,095,014円
日置市	863,483,979円	266,294,810円	72,840,164円	24,410,237円	1,227,029,190円	1,243,947,142円	▲16,917,952円
曾於市	823,010,486円	256,272,004円	73,552,693円	23,329,441円	1,176,164,624円	1,177,354,568円	▲1,189,944円
霧島市	2,185,976,785円	673,828,015円	194,478,930円	61,322,702円	3,115,606,432円	3,055,651,618円	+59,954,814円
いちき串木野市	516,309,124円	137,943,233円	37,562,126円	12,731,304円	704,545,787円	718,370,507円	▲13,824,720円
南さつま市	707,104,536円	203,517,091円	53,953,192円	18,709,212円	983,284,031円	998,102,352円	▲14,818,321円
志布志市	648,985,103円	221,324,401円	67,782,404円	19,954,078円	958,045,986円	964,482,434円	▲6,416,448円
奄美市	766,192,728円	273,036,011円	88,154,445円	24,750,042円	1,152,133,226円	1,120,025,260円	+32,107,966円
南九州市	859,621,520円	255,973,478円	79,745,613円	23,368,874円	1,218,709,485円	1,265,388,232円	▲46,678,747円
伊佐市	452,902,283円	149,631,610円	41,904,461円	13,727,314円	658,165,668円	689,339,826円	▲31,174,158円
始良市	1,411,477,917円	421,622,967円	110,651,721円	38,454,751円	1,982,207,356円	1,936,412,797円	+45,794,559円
三島村	10,263,143円	3,687,909円	1,571,850円	320,046円	15,842,948円	13,192,494円	+2,650,454円
十島村	19,267,873円	6,474,431円	1,914,066円	571,922円	28,228,292円	34,518,988円	▲6,290,696円
さつま町	385,535,591円	116,525,097円	33,157,018円	10,704,739円	545,922,445円	545,623,248円	+299,197円
長島町	289,833,721円	83,955,699円	28,234,520円	7,634,196円	409,658,136円	458,893,543円	▲49,235,407円
湧水町	174,553,188円	57,702,848円	15,143,809円	5,280,950円	252,680,795円	269,965,118円	▲17,284,323円
大崎町	259,564,720円	87,582,827円	24,772,209円	8,046,355円	379,966,111円	366,536,161円	+13,429,950円
東串良町	185,024,177円	62,065,456円	21,853,618円	5,532,331円	274,475,582円	263,239,227円	+11,236,355円
錦江町	168,631,032円	53,205,559円	15,575,748円	4,852,442円	242,446,781円	244,282,718円	▲1,835,937円
南大隅町	153,784,498円	48,586,236円	13,785,654円	4,460,976円	220,617,364円	226,920,275円	▲6,302,911円
肝付町	281,269,228円	91,522,298円	27,293,599円	8,306,797円	408,391,922円	408,911,842円	▲519,920円
中種子町	166,901,146円	63,413,171円	18,871,349円	5,745,577円	254,931,243円	247,902,675円	+7,028,568円
南種子町	86,486,257円	32,220,947円	8,529,047円	2,923,767円	130,160,018円	130,957,029円	▲797,011円
屋久島町	277,682,113円	97,112,511円	33,972,920円	8,708,631円	414,472,524円	414,472,524円	+3,003,651円
大和村	26,019,511円	9,611,287円	2,983,648円	892,017円	39,506,463円	38,272,129円	+1,234,334円
宇検村	25,227,277円	10,476,390円	2,505,998円	969,739円	39,179,404円	32,916,059円	+6,263,345円
瀬戸内町	202,647,346円	67,449,762円	23,222,853円	6,125,656円	299,445,617円	265,855,035円	+33,590,582円
龍郷町	116,148,073円	42,363,670円	14,216,883円	3,858,418円	176,587,044円	183,865,576円	▲7,278,532円
喜界町	143,481,883円	54,170,981円	15,497,835円	4,957,396円	218,108,095円	200,175,651円	+17,932,444円
徳之島町	190,607,440円	75,540,597円	24,075,685円	6,844,410円	297,068,132円	311,858,832円	▲14,790,700円
天城町	118,465,653円	43,539,546円	13,258,449円	3,957,764円	179,221,412円	190,335,547円	▲11,114,135円
伊仙町	128,623,134円	45,512,394円	14,422,906円	4,110,918円	192,669,352円	188,749,790円	+3,919,562円
和泊町	166,874,725円	65,031,009円	21,874,865円	5,845,707円	259,626,306円	268,834,182円	▲9,207,876円
知名町	153,874,660円	53,502,099円	16,344,307円	4,859,277円	228,580,343円	230,620,112円	▲2,039,769円
与論町	129,124,191円	56,989,380円	20,095,743円	5,109,228円	211,318,542円	204,521,207円	+6,797,335円
計	31,051,800,810円	9,732,924,822円	2,885,292,689円	886,427,754円	44,556,446,075円	44,366,848,817円	+189,597,258円

2-(3) 標準保険料率等①

<ポイント>

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費等の経費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 1人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	R7年度			R7一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島県	医療給付費分	7.34%	44,821円	/	108,318円
	後期高齢者支援金等分	2.92%	17,550円		
	介護納付金分	2.49%	17,771円		
	子ども・子育て支援納付金分				

R8年度				R8一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額	
7.43%	46,316円	/	/	114,397円
2.91%	18,034円			
2.43%	17,462円			
0.29%	1,793円			

R8-R7				R8-R7 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		
0.09%	1,495円	/	/	6,079円	5.61%
-0.01%	484円				
-0.06%	-309円				
0.29%	1,793円				

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	R7年度			R7一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島市	医療給付費分	8.16%	34,904円	22,610円	119,150円
	後期高齢者支援金等分	3.00%	12,594円	8,158円	
	介護納付金分	2.55%	12,724円	6,332円	
	子ども・子育て支援納付金分				
鹿屋市	医療給付費分	6.49%	27,735円	17,966円	97,060円
	後期高齢者支援金等分	2.87%	12,048円	7,804円	
	介護納付金分	2.53%	12,602円	6,271円	
	子ども・子育て支援納付金分				
枕崎市	医療給付費分	7.90%	33,782円	21,883円	117,165円
	後期高齢者支援金等分	2.90%	12,173円	7,885円	
	介護納付金分	2.44%	12,195円	6,068円	
	子ども・子育て支援納付金分				
阿久根市	医療給付費分	6.92%	29,598円	19,173円	102,537円
	後期高齢者支援金等分	2.91%	12,219円	7,915円	
	介護納付金分	2.50%	12,468円	6,204円	
	子ども・子育て支援納付金分				
出水市	医療給付費分	5.06%	21,627円	14,009円	86,823円
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,969円	7,753円	
	介護納付金分	2.45%	12,208円	6,074円	
	子ども・子育て支援納付金分				
指宿市	医療給付費分	7.09%	30,331円	19,648円	111,965円
	後期高齢者支援金等分	2.88%	12,111円	7,845円	
	介護納付金分	2.44%	12,159円	6,050円	
	子ども・子育て支援納付金分				
西之表市	医療給付費分	6.57%	28,112円	18,211円	108,560円
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,963円	7,749円	
	介護納付金分	2.44%	12,158円	6,050円	
	子ども・子育て支援納付金分				

R8年度				R8一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額	
8.32%	36,333円	23,232円	/	126,357円
2.96%	12,801円	8,185円		
2.47%	12,446円	6,169円		
0.29%	1,278円	816円		
6.68%	29,195円	18,667円	/	103,106円
2.89%	12,502円	7,994円		
2.48%	12,498円	6,195円		
0.29%	1,230円	808円		
7.70%	33,644円	21,512円	/	120,750円
2.86%	12,375円	7,913円		
2.36%	11,915円	5,906円		
0.28%	1,256円	783円		
6.71%	29,328円	18,752円	/	105,659円
2.91%	12,605円	8,060円		
2.44%	12,281円	6,087円		
0.28%	1,268円	796円		
5.01%	21,885円	13,994円	/	89,853円
2.85%	12,319円	7,877円		
2.38%	11,980円	5,938円		
0.28%	1,239円	796円		
7.28%	31,813円	20,341円	/	118,822円
2.88%	12,470円	7,973円		
2.38%	11,980円	5,938円		
0.28%	1,225円	794円		
6.74%	29,440円	18,824円	/	122,506円
2.87%	12,414円	7,938円		
2.39%	12,027円	5,962円		
0.28%	1,230円	782円		

R8-R7				R8-R7 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		
0.16%	1,429円	622円	/	7,207円	6.05%
-0.04%	207円	27円			
-0.08%	-278円	-163円			
0.29%	1,278円	816円			
0.19%	1,460円	701円	/	6,046円	6.23%
0.02%	454円	190円			
-0.05%	-104円	-76円			
0.29%	1,230円	808円			
-0.20%	-138円	-371円	/	3,585円	3.06%
-0.04%	202円	28円			
-0.08%	-280円	-162円			
0.28%	1,256円	783円			
-0.21%	-270円	-421円	/	3,122円	3.04%
0.00%	386円	145円			
-0.06%	-187円	-117円			
0.28%	1,268円	796円			
-0.05%	258円	-15円	/	3,030円	3.49%
0.00%	350円	124円			
-0.07%	-228円	-136円			
0.28%	1,239円	796円			
0.19%	1,482円	693円	/	6,857円	6.12%
0.00%	359円	128円			
-0.06%	-179円	-112円			
0.28%	1,225円	794円			
0.17%	1,328円	613円	/	13,946円	12.85%
0.03%	451円	189円			
-0.05%	-131円	-88円			
0.28%	1,230円	782円			

2-(3) 標準保険料率等②

市町村名	区 分	R7年度			R7一人当たり 保険料必要額	R8年度				R8一人当たり 保険料必要額	R8-R7				R8-R7 (一人当たり保 険料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		
垂水市	医療給付費分	6.57%	28,104円	18,205円	91,725円	6.88%	30,047円	19,212円	47円	99,286円	0.31%	1,943円	1,007円	7,561円	8.24%	
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,990円	7,767円		2.88%	12,465円	7,970円			0.03%	475円	203円			
	介護納付金分	2.47%	12,319円	6,130円		2.43%	12,245円	6,070円			-0.04%	-74円	-60円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,296円	792円			0.28%	1,296円	792円			
薩摩川内市	医療給付費分	7.75%	33,155円	21,477円	107,780円	7.72%	33,743円	21,575円	79円	112,870円	-0.03%	588円	98円	5,090円	4.72%	
	後期高齢者支援金等分	2.96%	12,432円	8,053円		2.96%	12,826円	8,201円			0.00%	394円	148円			
	介護納付金分	2.54%	12,662円	6,301円		2.46%	12,371円	6,132円								
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,293円	813円			0.29%	1,293円	813円			
日置市	医療給付費分	7.63%	32,626円	21,134円	107,007円	7.29%	31,849円	20,365円	74円	108,408円	-0.34%	-777円	-769円	1,401円	1.31%	
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,853円	7,678円		2.83%	12,249円	7,832円			0.01%	396円	154円			
	介護納付金分	2.45%	12,202円	6,071円		2.24%	11,275円	5,589円			-0.21%	-927円	-482円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,265円	794円			0.28%	1,265円	794円			
曾於市	医療給付費分	7.70%	32,906円	21,316円	116,658円	7.77%	33,951円	21,709円	90円	121,618円	0.07%	1,045円	393円	4,960円	4.25%	
	後期高齢者支援金等分	2.99%	12,558円	8,135円		2.99%	12,963円	8,289円			0.00%	405円	154円			
	介護納付金分	2.50%	12,479円	6,210円		2.45%	12,324円	6,109円			-0.05%	-155円	-101円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,240円	791円			0.28%	1,240円	791円			
霧島市	医療給付費分	6.80%	29,092円	18,845円	100,421円	6.87%	30,028円	19,200円	94円	106,792円	0.07%	936円	355円	6,371円	6.34%	
	後期高齢者支援金等分	2.87%	12,068円	7,817円		2.88%	12,473円	7,975円			0.01%	405円	158円			
	介護納付金分	2.45%	12,205円	6,073円		2.39%	12,066円	5,981円			-0.06%	-139円	-92円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,232円	789円			0.28%	1,232円	789円			
いちき串木野市	医療給付費分	8.15%	34,844円	22,571円	112,848円	8.40%	36,708円	23,472円	64円	120,438円	0.25%	1,864円	901円	7,590円	6.73%	
	後期高齢者支援金等分	2.91%	12,226円	7,920円		2.92%	12,659円	8,094円			0.01%	433円	174円			
	介護納付金分	2.46%	12,286円	6,113円		2.40%	12,078円	5,987円			-0.06%	-208円	-126円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,243円	774円			0.28%	1,243円	774円			
南さつま市	医療給付費分	7.69%	32,890円	21,305円	110,845円	7.37%	32,196円	20,587円	70円	113,497円	-0.32%	-694円	-718円	2,652円	2.39%	
	後期高齢者支援金等分	2.88%	12,119円	7,850円		2.88%	12,464円	7,970円			0.00%	345円	120円			
	介護納付金分	2.50%	12,459円	6,200円		2.42%	12,182円	6,038円			-0.08%	-277円	-162円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,264円	790円			0.28%	1,264円	790円			
志布志市	医療給付費分	6.64%	28,411円	18,404円	104,188円	7.08%	30,918円	19,769円	112円	113,264円	0.44%	2,507円	1,365円	9,076円	8.71%	
	後期高齢者支援金等分	2.91%	12,256円	7,939円		2.94%	12,708円	8,126円			0.03%	452円	187円			
	介護納付金分	2.38%	11,863円	5,903円		2.35%	11,827円	5,862円			-0.03%	-36円	-41円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,221円	796円			0.28%	1,221円	796円			
奄美市	医療給付費分	6.25%	26,734円	17,317円	95,023円	6.78%	29,630円	18,945円	105円	104,879円	0.53%	2,896円	1,628円	9,856円	10.37%	
	後期高齢者支援金等分	2.91%	12,218円	7,915円		2.94%	12,724円	8,136円			0.03%	506円	221円			
	介護納付金分	2.38%	11,885円	5,914円		2.35%	11,859円	5,878円			-0.03%	-26円	-36円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,223円	792円			0.28%	1,223円	792円			
南九州市	医療給付費分	7.92%	33,874円	21,943円	126,568円	7.86%	34,341円	21,958円	81円	130,520円	-0.06%	467円	15円	3,952円	3.12%	
	後期高齢者支援金等分	2.88%	12,131円	7,858円		2.89%	12,498円	7,991円			0.01%	367円	133円			
	介護納付金分	2.43%	12,140円	6,041円		2.38%	11,976円	5,936円			-0.05%	-164円	-105円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,245円	787円			0.28%	1,245円	787円			
伊佐市	医療給付費分	6.32%	27,045円	17,519円	93,997円	6.05%	26,439円	16,906円	76円	97,369円	-0.27%	-606円	-613円	3,372円	3.59%	
	後期高齢者支援金等分	2.99%	12,573円	8,145円		2.95%	12,773円	8,167円			-0.04%	200円	22円			
	介護納付金分	2.50%	12,490円	6,215円		2.43%	12,251円	6,073円			-0.07%	-239円	-142円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,283円	805円			0.29%	1,283円	805円			
始良市	医療給付費分	8.13%	34,762円	22,518円	111,920円	8.37%	36,558円	23,375円	92円	120,961円	0.24%	1,796円	857円	9,041円	8.08%	
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,970円	7,754円		2.88%	12,473円	7,975円			0.03%	503円	221円			
	介護納付金分	2.51%	12,542円	6,241円		2.45%	12,351円	6,122円			-0.06%	-191円	-119円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,259円	803円			0.29%	1,259円	803円			

2-(3) 標準保険料率等③

市町村名	区 分	R7年度			R7一人当たり 保険料必要額	R8年度				R8一人当たり 保険料必要額	R8-R7				R8-R7 (一人当たり保 険料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		
三島村	医療給付費分	5.41%	23,113円	14,972円	91,933円	7.95%	34,734円	22,209円	269円	112,619円	2.54%	11,621円	7,237円	20,686円	22.50%	
	後期高齢者支援金等分	3.11%	13,087円	8,478円		2.98%	12,914円	8,257円			-0.13%	-173円	-221円			
	介護納付金分	2.75%	13,713円	8,823円		2.78%	14,007円	6,943円			0.03%	294円	120円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.35%	1,331円	971円			0.35%	1,331円	971円			
十島村	医療給付費分	8.96%	38,320円	24,823円	156,639円	7.71%	33,677円	21,533円	157円	126,402円	-1.25%	-4,643円	-3,290円	-30,237円	-19.30%	
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,977円	7,758円		2.90%	12,540円	8,019円			0.05%	563円	261円			
	介護納付金分	2.47%	12,331円	6,136円		2.43%	12,233円	6,064円			-0.04%	-98円	-72円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.27%	1,097円	760円			0.27%	1,097円	760円			
さつま町	医療給付費分	8.07%	34,495円	22,345円	114,652円	7.93%	34,639円	22,148円	71円	118,799円	-0.14%	144円	-197円	4,147円	3.62%	
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,796円	7,641円		2.83%	12,255円	7,836円			0.02%	459円	195円			
	介護納付金分	2.43%	12,123円	6,032円		2.41%	12,144円	6,020円			-0.02%	21円	-12円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,252円	784円			0.28%	1,252円	784円			
長島町	医療給付費分	5.55%	23,731円	15,373円	107,880円	4.17%	18,195円	11,634円	121円	88,718円	-1.38%	-5,536円	-3,739円	-19,162円	-17.76%	
	後期高齢者支援金等分	2.87%	12,077円	7,823円		2.84%	12,308円	7,870円			-0.03%	231円	47円			
	介護納付金分	2.44%	12,166円	6,054円		2.36%	11,898円	5,898円			-0.08%	-268円	-156円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,174円	776円			0.28%	1,174円	776円			
湧水町	医療給付費分	7.75%	33,161円	21,481円	108,368円	6.99%	30,545円	19,531円	82円	107,326円	-0.76%	-2,616円	-1,950円	-1,042円	-0.96%	
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,949円	7,741円		2.84%	12,290円	7,858円			0.00%	341円	117円			
	介護納付金分	2.42%	12,056円	5,999円		2.36%	11,901円	5,899円			-0.06%	-155円	-100円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,261円	797円			0.29%	1,261円	797円			
大崎町	医療給付費分	6.76%	28,926円	18,737円	99,204円	6.95%	30,353円	19,408円	80円	105,089円	0.19%	1,427円	671円	5,885円	5.93%	
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,866円	7,687円		2.82%	12,228円	7,819円			0.00%	362円	132円			
	介護納付金分	2.43%	12,137円	6,039円		2.35%	11,822円	5,860円			-0.08%	-315円	-179円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,262円	796円			0.28%	1,262円	796円			
東串良町	医療給付費分	6.86%	29,325円	18,996円	118,688円	7.55%	32,983円	21,090円	138円	134,780円	0.69%	3,658円	2,094円	16,092円	13.56%	
	後期高齢者支援金等分	2.86%	12,020円	7,786円		2.88%	12,454円	7,963円			0.02%	434円	177円			
	介護納付金分	2.39%	11,928円	5,935円		2.37%	11,947円	5,922円			-0.02%	19円	-13円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,166円	784円			0.28%	1,166円	784円			
錦江町	医療給付費分	6.87%	29,379円	19,031円	100,794円	6.94%	30,321円	19,388円	88円	104,755円	0.07%	942円	357円	3,961円	3.93%	
	後期高齢者支援金等分	2.83%	11,895円	7,705円		2.85%	12,347円	7,895円			0.02%	452円	190円			
	介護納付金分	2.33%	11,631円	5,787円		2.27%	11,461円	5,681円			-0.06%	-170円	-106円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,233円	785円			0.28%	1,233円	785円			
南大隅町	医療給付費分	7.26%	31,030円	20,100円	104,528円	6.66%	29,083円	18,596円	74円	102,123円	-0.60%	-1,947円	-1,504円	-2,405円	-2.30%	
	後期高齢者支援金等分	2.90%	12,204円	7,905円		2.92%	12,624円	8,072円			0.02%	420円	167円			
	介護納付金分	2.40%	11,960円	5,951円		2.37%	11,923円	5,910円			-0.03%	-37円	-41円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,251円	785円			0.28%	1,251円	785円			
肝付町	医療給付費分	7.72%	32,991円	21,371円	102,288円	7.94%	34,677円	22,173円	101円	109,183円	0.22%	1,686円	802円	6,895円	6.74%	
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,860円	7,683円		2.84%	12,284円	7,855円			0.02%	424円	172円			
	介護納付金分	2.45%	12,209円	6,075円		2.41%	12,124円	6,010円			-0.04%	-85円	-65円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,222円	789円			0.28%	1,222円	789円			
中種子町	医療給付費分	6.34%	27,093円	17,550円	107,371円	6.85%	29,916円	19,128円	106円	121,914円	0.51%	2,823円	1,578円	14,543円	13.54%	
	後期高齢者支援金等分	2.93%	12,324円	7,983円		2.91%	12,609円	8,062円			-0.02%	285円	79円			
	介護納付金分	2.45%	12,244円	6,093円		2.39%	12,055円	5,975円			-0.06%	-189円	-118円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,230円	797円			0.29%	1,230円	797円			
南種子町	医療給付費分	6.10%	26,091円	16,901円	74,455円	6.30%	27,536円	17,607円	103円	81,401円	0.20%	1,445円	706円	6,946円	9.33%	
	後期高齢者支援金等分	2.77%	11,637円	7,538円		2.80%	12,126円	7,754円			0.03%	489円	216円			
	介護納付金分	2.24%	11,169円	5,558円		2.24%	11,293円	5,598円			0.00%	124円	40円			
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,194円	774円			0.28%	1,194円	774円			

2-(3) 標準保険料率等④

市町村名	区 分	R7年度			R7一人当たり 保険料必要額	R8年度				R8一人当たり 保険料必要額	R8-R7				R8-R7 (一人当たり保 険料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額		
屋久島町	医療給付費分	6.54%	27,947円	18,104円	93,907円	6.95%	30,352円	19,407円	101,717円	0.41%	2,405円	1,303円	7,810円	8.32%		
	後期高齢者支援金等分	2.88%	12,110円	7,844円		2.88%	12,454円	7,963円		0.00%	344円	119円				
	介護納付金分	2.49%	12,431円	6,186円		2.39%	12,064円	5,980円		-0.10%	-367円	-206円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,200円	796円		128円	0.28%	1,200円			796円	
大和村	医療給付費分	5.16%	22,055円	14,287円	81,276円	6.71%	29,323円	18,750円	95,888円	1.55%	7,268円	4,463円	14,612円	17.98%		
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,959円	7,747円		2.87%	12,424円	7,944円		0.03%	465円	197円				
	介護納付金分	2.55%	12,701円	6,320円		2.49%	12,537円	6,214円		-0.06%	-164円	-106円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,253円	775円		57円	0.28%	1,253円			775円	
宇検村	医療給付費分	4.59%	19,640円	12,723円	73,918円	6.03%	26,325円	16,832円	97,101円	1.44%	6,685円	4,109円	23,183円	31.36%		
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,820円	7,657円		2.84%	12,302円	7,866円		0.03%	482円	209円				
	介護納付金分	2.40%	11,974円	5,958円		2.40%	12,073円	5,984円		0.00%	99円	26円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,253円	775円		58円	0.28%	1,253円			775円	
瀬戸内町	医療給付費分	6.47%	27,656円	17,915円	90,964円	6.54%	28,560円	18,262円	107,190円	0.07%	904円	347円	16,226円	17.84%		
	後期高齢者支援金等分	2.93%	12,302円	7,969円		3.00%	12,997円	8,310円		0.07%	695円	341円				
	介護納付金分	2.43%	12,117円	6,029円		2.49%	12,556円	6,224円		0.06%	439円	195円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,256円	812円		107円	0.29%	1,256円			812円	
龍郷町	医療給付費分	3.67%	15,682円	10,158円	75,251円	3.49%	15,239円	9,744円	76,403円	-0.18%	-443円	-414円	1,152円	1.53%		
	後期高齢者支援金等分	2.83%	11,879円	7,695円		2.80%	12,125円	7,753円		-0.03%	246円	58円				
	介護納付金分	2.45%	12,221円	6,081円		2.33%	11,764円	5,831円		-0.12%	-457円	-250円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,201円	781円		106円	0.28%	1,201円			781円	
喜界町	医療給付費分	5.02%	21,486円	13,918円	81,923円	5.76%	25,180円	16,100円	98,336円	0.74%	3,694円	2,182円	16,413円	20.03%		
	後期高齢者支援金等分	2.92%	12,281円	7,956円		2.95%	12,752円	8,154円		0.03%	471円	198円				
	介護納付金分	2.47%	12,317円	6,129円		2.44%	12,311円	6,102円		-0.03%	-6円	-27円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,261円	800円		86円	0.29%	1,261円			800円	
徳之島町	医療給付費分	5.47%	23,374円	15,141円	77,307円	4.10%	17,890円	11,439円	69,771円	-1.37%	-5,484円	-3,702円	-7,536円	-9.75%		
	後期高齢者支援金等分	2.86%	12,043円	7,801円		2.91%	12,590円	8,050円		0.05%	547円	249円				
	介護納付金分	2.50%	12,472円	6,206円		2.48%	12,477円	6,185円		-0.02%	5円	-21円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,231円	797円		106円	0.29%	1,231円			797円	
天城町	医療給付費分	4.73%	20,220円	13,098円	67,868円	4.74%	20,704円	13,239円	72,260円	0.01%	484円	141円	4,392円	6.47%		
	後期高齢者支援金等分	2.94%	12,360円	8,006円		2.95%	12,777円	8,170円		0.01%	417円	164円				
	介護納付金分	2.67%	13,344円	6,640円		2.62%	13,220円	6,553円		-0.05%	-124円	-87円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.29%	1,256円	810円		104円	0.29%	1,256円			810円	
伊仙町	医療給付費分	4.08%	17,441円	11,298円	58,308円	4.00%	17,480円	11,177円	61,976円	-0.08%	39円	-121円	3,668円	6.29%		
	後期高齢者支援金等分	3.06%	12,865円	8,334円		3.04%	13,176円	8,425円		-0.02%	311円	91円				
	介護納付金分	2.66%	13,253円	6,595円		2.48%	12,513円	6,202円		-0.18%	-740円	-393円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.30%	1,280円	836円		121円	0.30%	1,280円			836円	
和泊町	医療給付費分	7.00%	29,914円	19,377円	113,685円	6.43%	28,081円	17,955円	107,830円	-0.57%	-1,833円	-1,422円	-5,855円	-5.15%		
	後期高齢者支援金等分	2.89%	12,142円	7,865円		2.88%	12,472円	7,975円		-0.01%	330円	110円				
	介護納付金分	2.43%	12,126円	6,034円		2.38%	11,990円	5,943円		-0.05%	-136円	-91円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,193円	788円		123円	0.28%	1,193円			788円	
知名町	医療給付費分	7.18%	30,701円	19,888円	110,371円	7.33%	32,020円	20,474円	116,158円	0.15%	1,319円	586円	5,787円	5.24%		
	後期高齢者支援金等分	2.86%	12,021円	7,787円		2.91%	12,587円	8,048円		0.05%	566円	261円				
	介護納付金分	2.41%	12,035円	5,989円		2.40%	12,077円	5,986円		-0.01%	42円	-3円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,216円	784円		100円	0.28%	1,216円			784円	
与論町	医療給付費分	5.06%	21,652円	14,026円	93,647円	4.96%	21,660円	13,850円	97,470円	-0.10%	8円	-176円	3,823円	4.08%		
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,927円	7,726円		2.81%	12,184円	7,791円		-0.03%	257円	65円				
	介護納付金分	2.39%	11,944円	5,943円		2.31%	11,635円	5,767円		-0.08%	-309円	-176円				
	子ども・子育て支援納付金分					0.28%	1,170円	775円		123円	0.28%	1,170円			775円	

2-(4) 国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）

<ポイント>

○ 国民健康保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

市町村名	R 7 年度	R 8 年度	R 8 - R 7	市町村名	R 7 年度	R 8 年度	R 8 - R 7
鹿 児 島 市	47,310,558,296円	47,688,086,319円	+377,528,023円	長 島 町	1,404,547,766円	1,214,539,277円	▲190,008,489円
鹿 屋 市	8,273,526,370円	7,836,600,883円	▲436,925,487円	湧 水 町	793,577,348円	771,629,948円	▲21,947,400円
枕 崎 市	2,385,612,405円	2,152,943,143円	▲232,669,262円	大 崎 町	1,292,743,067円	1,450,615,633円	+157,872,566円
阿 久 根 市	2,029,850,052円	2,209,252,619円	+179,402,567円	東 串 良 町	778,061,930円	765,429,862円	▲12,632,068円
出 水 市	4,961,531,050円	5,013,008,313円	+51,477,263円	錦 江 町	1,054,242,147円	890,633,195円	▲163,608,952円
指 宿 市	4,442,156,846円	4,897,059,772円	+454,902,926円	南 大 隅 町	819,653,071円	815,208,912円	▲4,444,159円
西 之 表 市	1,473,319,574円	1,330,836,011円	▲142,483,563円	肝 付 町	1,527,089,577円	1,547,440,587円	+20,351,010円
垂 水 市	1,598,705,714円	1,647,603,804円	+48,898,090円	中 種 子 町	803,628,113円	680,514,285円	▲123,113,828円
薩 摩 川 内 市	7,786,068,579円	7,846,192,022円	+60,123,443円	南 種 子 町	624,736,757円	627,698,389円	+2,961,632円
日 置 市	4,322,356,906円	4,280,930,857円	▲41,426,049円	屋 久 島 町	1,447,635,547円	1,495,790,824円	+48,155,277円
曾 於 市	4,045,876,461円	3,886,380,587円	▲159,495,874円	大 和 村	134,354,804円	180,482,493円	+46,127,689円
霧 島 市	10,237,580,585円	10,312,617,531円	+75,036,946円	宇 検 村	171,313,218円	324,713,226円	+153,400,008円
いちき串木野市	2,631,649,494円	2,538,872,262円	▲92,777,232円	瀬 戸 内 町	929,765,849円	921,988,247円	▲7,777,602円
南 さ つ ま 市	3,557,138,227円	3,276,401,254円	▲280,736,973円	龍 郷 町	490,976,316円	526,749,586円	+35,773,270円
志 布 志 市	3,360,975,196円	2,944,738,821円	▲416,236,375円	喜 界 町	852,095,965円	817,698,607円	▲34,397,358円
奄 美 市	4,030,330,088円	4,049,258,986円	+18,928,898円	徳 之 島 町	893,449,340円	988,206,699円	+94,757,359円
南 九 州 市	3,788,432,644円	3,651,793,312円	▲136,639,332円	天 城 町	665,491,645円	514,040,684円	▲151,450,961円
伊 佐 市	2,183,463,502円	2,021,428,299円	▲162,035,203円	伊 仙 町	780,052,707円	778,647,032円	▲1,405,675円
始 良 市	6,793,516,841円	6,690,823,331円	▲102,693,510円	和 泊 町	712,324,277円	717,560,580円	+5,236,303円
三 島 村	49,735,580円	65,630,621円	+15,895,041円	知 名 町	896,606,226円	821,319,364円	▲75,286,862円
十 島 村	97,213,283円	88,488,887円	▲8,724,396円	与 論 町	669,122,028円	514,374,113円	▲154,747,915円
さ つ ま 町	2,068,868,045円	1,947,178,819円	▲121,689,226円	計	145,169,933,436円	143,741,407,996円	▲1,428,525,440円